

議事③ 水防法改正に伴う規約の変更について

えびの大規模氾濫等減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「えびの大規模氾濫等減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- （1） 台風などの豪雨による水害や土砂災害の甚大な被害に対処するため、えびの地区における被害を軽減するための具体的方策の検討など、地域との連携による災害に強い地域づくりの推進を図る。
- （2） 平成24年7月九州北部豪雨、平成26年8月豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨や平成28年8月の北海道・東北豪雨など、近年大規模な浸水被害や土砂災害が頻発していることを踏まえ、県、市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫などが発生することを前提として社会全体で常に洪水や土砂災害に備える「水防災意識社会」を再構築する。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、必要に応じてアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者及びアドバイザー（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 洪水による浸水想定等の水害リスク情報や土砂災害が発生するおそれがある区域等の土砂災害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 迅速かつ安全な避難、的確な水防活動の実現、円滑かつ迅速な氾濫水の排水及び防災教育の推進等を図るために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針の実施状況を確認し、情報の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫や土砂災害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の円滑な推進のための事務局を置く。

- 2 事務局は、宮崎県小林土木事務所とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年5月31日から施行する。

この規約は、平成30年1月10日から施行する。

別表－ 1

えびの大規模氾濫等減災協議会

機関名	所属等	氏名
気象庁 宮崎地方気象台	台長	小泉 岳司
えびの市	市長	村岡 隆明
宮崎県 総務部	危機管理局長兼危機管理課長	藪田 亨
県土整備部	河川課長	高橋 秀人
県土整備部	砂防課長	米倉 昭充
小林土木事務所	所長	矢野 透

- 事務局 小林土木事務所

別表－ 2

えびの大規模氾濫等減災協議会・幹事会

機関名	職名	氏名
気象庁 宮崎地方気象台	防災管理官	関師 哲己
えびの市	基地・防災対策課長	黒木 良二
	建設課長	森 隆秀
	えびの消防署長	前原 泰典
宮崎県 総務部	危機管理課 課長補佐	海野 由憲
県土整備部	河川課 課長補佐	高橋 健一郎
県土整備部	砂防課 課長補佐	杉本 一隆
小林土木事務所	総務課長	青山 泰樹
	河川砂防課長	永友 教治

- 事務局 小林土木事務所

えびの大規模氾濫等減災協議会規約 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>(名称)</p> <p>第1条 本協議会は、えびの大規模氾濫等減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>第2条～第9条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成29年5月31日から施行する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「えびの大規模氾濫等減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成29年5月31日から施行する。 この規約は、平成30年1月10日から施行する。</p>	<p>水防法の改正に伴い、法定協議会に位置づけ</p> <p>施行日の追加</p>